

企業献金の違憲性

上脇 博之

はじめに

一 企業献金の実態認識の問題

- 1 八幡製鉄政治献金事件最高裁判決の問題点
- 2 立法措置に期待できない保守二大政党化の国会状況
- 3 日本経団連政治献金「斡旋」時代における厳格な解釈の必要性

二 企業献金の憲法解釈の問題

- 1 「企業の政治的活動の自由」論とその問題点
- 2 「企業の政治的活動の自由」企業政治献金の自由」論とその問題点
- 3 南九州税理士会政治献金徴収拒否事件最高裁判決と群馬司法書士会復興支援特別負担金徴収事件最高裁判決の意義
- 4 国民の政治的活動の自由、国民の多元的活動の自由、国民主権主義等の原理に反する経営者の「特権」

おわりに

はじめに

企業（会社）が政党等に献金（政治献金）することにつき、最高裁は、今から四〇年近く前の一九七〇年に、有名な八幡製鉄政治献金事件で、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきである」し、「会社といえども政治資金の寄附の自由を有する」などとして企業の政治献金（企業献金）を法的に許容した^①。しかし、かりに法人の人権（権利）享有主体性を原則として認める立場に立ったとしても、この最高裁判決に対しては、「どのような人権について、どのような法人に対して、どのような程度で法人に認めるかに関して、なお検討の余地がある」との批判があるし、また、この最高裁判決は後で指摘するように企業献金の実態について誤った認識に基づいて判断が下されたものであるうえに、岡原昌男・元最高裁判所長官が国会で述べているように、企業・経営者、政党・政治家を「助けた判決」なのである^②。この最高裁判決を根拠に企業献金が法的に許容されていると結論づけてしまうことは、その後、法人の政治献金について判断した最高裁判例（後述する南九州税理士会政治献金徴収拒否事件最高裁判決など）との関係でも、決して許されるものではないだろう^③。

企業献金の是非に関する法的判断については、以下のような理由で、これを単に立法政策の問題として処理すべきではなく、八幡製鉄政治献金事件最高裁判決は変更されることが不可避である、といわざるをえない。

① 政治資金規正法の規定のあり方は、政治団体、特に国会内政党の財政を左右するので、実質的には政党などが「自己の事柄に（*in eigener Sache*）」決定するわけで、それは「自己のために（*in eigener Sache*）」決定することになるからである^④。

②衆議院議員の選挙制度が小選挙区本位のものであり与党第一党と野党第一党が企業献金を受け取ることを公言している以上たとえ政権交代が起きても企業献金を全面禁止する法律が成立する可能性がほとんどないからである。

③一九九四年以降の「政治改革」によっても金権腐敗の事件は発覚し続けているからである。

④それどころか、日本経団連が二大保守政党の政策を評価し、その評価に応じて傘下の企業に政治献金を斡旋し始め、ますます政治過程に多大な影響を行使しているからである。

従来、与党第一党である自民党の「自浄能力の喪失」が指摘されてきたが、今は、野党第一党の民主党も加えて、二大政党の「自浄能力の喪失」という現実から目を背けてはならない。二〇〇七年参議院議員通常選挙で参議院における与野党の勢力が逆転したため、次の衆議院議員総選挙で与野党が逆転すれば政権交代になると期待されている。しかしたとえ政権交代が起きても、民主党政権では企業献金が法律で禁止されることは、なかなか期待できないだろう。また、政治献金の問題はその透明性を確保するだけでは不十分であるし、企業献金は金権腐敗の温床であるだけではなく、政治・選挙過程を歪めてもいる。企業の政治献金は、企業の災害支援のため等の寄付とは全く性質を異にし、後者が法的に許容されるからと言って前者まで法的に許容されることにはならないだろう。それゆえ、国会内の保守政党が企業献金を放任していることに歯止めをかけるためには、権力を制限するという立憲主義の理念を踏まえて厳格な法解釈が求められているといえよう。

企業献金の法的是非の問題は「法人の権利能力」の問題であるが、これについては民法第三四条（旧民法第四三條）が規定している。この規定の意味については、民法第九〇条の「公の秩序」に反しないよう解釈されるべきであるが、この「公の秩序」の意味は、憲法の規定、理念、原理などからも解釈されるべきである。

企業が政治献金することが民法第三四条の権利能力として認められるか否か（法人の定款の範囲内か否か）につ

いては、憲法の規定、理念、原理などを基準に民法第九〇条の「公の秩序」に反しないか否かによって解釈されるべきであるから、企業献金が法的に認められるか否かの問題は、実質的には憲法解釈の問題であると言えよう⁹⁾。だからこそ、憲法学においても、これまでこの問題を検討してきたのである。企業献金の法的問題については、商法（会社法）からも取締役の善管注意義務違反の点から検討されうるが、この小論では、憲法学の視点から、これまでの研究成果を踏まえ私なりの検討を行うことにする¹⁰⁾。

一 企業献金の実態認識の問題

1 八幡製鉄政治献金事件最高裁判決の問題点

八幡製鉄政治献金事件において最高裁は企業献金を許容する際に、次のような認識とそれに基づく評価を行っていた。

- ①「政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならぬ。したがって、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるべきであり、協力の一態様として政治資金の寄附についても例外ではないのである。」
- ②「政党への寄附は、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものではないばかりでなく、政党の資金の一部が選挙人の買収にあてられることがあるにしても、それはたまたま生ずる病理的現象に過ぎず、……」

③「政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならぬ。したがって、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様として政治資金の寄附についても例外ではないのである。」

④「会社の構成員が政治的信条を同じくするものでもないとしても、会社による政治資金の寄附が、特定の構成員の利益を図りまたその政治的志向を満足させるためでなく、社会の一構成単位たる立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえないのである。」

⑤「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。」

以上が八幡製鉄政治献金事件最高裁判決における企業献金に関する認識とそれに基づく評価であるが、これは、「我が国の政治社会の現実の認識において全く違っている点で、根本的な批判と再検討を必要とする」¹⁰³。

より具体的に言えば、前記①は、日本の民主主義において政党以外の政治団体や無所属の存在も軽視できないにもかかわらず政党の存在を過大評価した上で、政党の存在をどのように理解するのかという議論から、企業献金を許容するのかという議論の答えを導き出しているが、これは、本来別々の次元の問題であるにもかかわらず、両者を強引に結びつけて議論し企業献金を肯定している点で、明らかに論理の飛躍がある¹⁰⁴。

前記②は、選挙における買収で逮捕されるケースがいまだに後を絶たないことから判断すると、間違った認識で

あることは明らかである。大型の金権腐敗の事件は、田中金脈問題、ロッキード事件、リクルート事件、共和事件、佐川急便事件などが発覚してきたし、一九九四年の「政治改革」後も、中島洋次郎衆議院議員（故人）の政党交付金買収事件、新井将敬衆議院議員（故人）の株取引疑惑、中尾栄一衆議院議員・元建設大臣の汚職事件、KSD事件、土地改良区自民党費肩代わり問題、高祖憲治参議院議員（辞職）の「郵政ぐるみ選挙」、「ムネオハイス疑惑」、迂回献金問題、橋本派「平成研究会」事件などが発覚しており、政治腐敗はいまだに根絶されてはいない。さらに、「政治改革」により、いわゆる連座制が拡大、強化されたが、それでも政治腐敗が根絶されていないことを考えると、日本の金権腐敗は構造的なものであると理解すべきである。それゆえ、企業献金の弊害は決して一時的な病理現象ではなく、むしろ企業献金は恒常的に政治腐敗を助長してきたと認識すべきであるから、最高裁の認識は「きわめて甘い」と評さざるをえないだろう。¹⁰⁶

前記③は、政党の発展に協力することや政党に企業が政治献金することが、企業に期待されているというのは、結社の自由が保障されている政党にとって誠に都合の良い話で「行きすぎであり妥当ではない」¹⁰⁷ だけではなく、あまりにも非常識な見解である。というのは、この論理で行くと、ある企業が政治献金しなければ当然企業はそのような期待に応えていないとして批判され、政治献金が事実上強要されかねないからである。

前記④は、企業献金が、当該企業やその業界に有利になるよう行われている実態を無視したものである。企業献金について、亀井正夫・住友電工会長（当時）は、端的に「企業献金はそれ自体が利益誘導的な性格を持っている」と、また石原俊・経済同友会代表幹事（当時）は、「企業が議員に何のために金をだすのか。投資に対するリターン、株主に対する収益を確保するのが企業だから、企業が政治に金をだせば必ず見返りを期待する」と評している。前記⑤は、個々の国民の寄付が及ぼしうる政治的影響と企業献金が及ぼしうる影響を同列に論じている点で企業

「献金の量と質を過小評価している。後で詳しく紹介するように日本経団連が政党の政策を評価し、それに応じて傘下の企業の政治献金を斡旋し始めたのは、個人の政治的寄附とは異なり企業献金が政治と政策を買取し、政治過程を歪める効果を発揮するとの経験則に基づく確信があったからであろう。そうでなければ、単に政党の政策を評価するだけに終わっただろう。」

企業献金についてその実態に基づき正しく認識するならば、本来、企業が政治献金することは、企業の定款の範囲外の行為、すなわち法人の権利能力の範囲外であると結論づけられるはずである。

ところで、元最高裁判所長官の岡原昌男は、一九九三年一月二日に、衆議院の「政治改革に関する調査特別委員会」で政治献金について次のように述べている。

「本来営利団体である会社でございますから、非取引行為、つまりもうけにならぬこと、これをやることは株主に對する背任になります。もし見返りを要求するような献金でございますと流職罪になるおそれがある、そういう性質を持ったものでございます。」

「企業献金そのものが悪とか善とかということよりも、法律的に余り理屈は通らないものであるということだけ申し上げたいと思います。」

それはどういふことかといえますと、さっき言ったとおり、法人というのはその定款なり寄附行為に定められた事業の範囲で生きていますのでございまして、それ以外のものについてはできない、つまり適法性がないわけでございます。その意味で、先ほど言った八幡製鉄の事件におきましてもその点が真っ先に唱えられておるわけでございます。その意味で、企業献金というものが現在のようないは億といたったような単位で入ってくるというのは、これは悪です、私の評価からいいますと。これはあるべからざることである。だから、こ

れを何とか直してもらわなきゃいかぬ、こういうふうを考えております。」²¹⁾

また、リクルート事件が一九八八年に発覚し、一九九三年衆議院議員総選挙後により細川政権が誕生し、一九九四年には「政治改革」関連法案が成立するが、その間に、経済団体連合会（経団連。一九四六年八月設立）は、一九九三年に会長・副会長会議が以下のような方針を決定している。

「(1) 今後は、政治資金を公的助成と個人献金で賄い、企業献金に過度に依存しない仕組みを確立していく必要がある。政府は、そのための環境整備を早急に行うべきである。

(2) 企業献金については、公的助成や個人献金の定着を促進しつつ、一定期間の後、廃止を含めて見直すべきである。

(3) その間は、各企業・団体が、独自の判断で献金を行うこととし、経団連は、来年以降、その斡旋は行わない。²²⁾
……」。

このように経団連が傘下企業の政治献金の斡旋を中止し、将来は企業献金の全面廃止を提案していたのであるが、そこには、企業献金が政治腐敗の温床であるとの判断があったからである。言い換えれば、「金権政治」²³⁾・「金権民主主義」²⁴⁾を生み出してきたのが企業献金だったとの判断があったからである。

したがって、誤った認識に基づき企業献金を許容した八幡製鉄政治献金事件最高裁判決は、一刻も早く見直す必要があるだろう。

2 立法措置に期待できない保守二大政党化の国会状況

八幡製鉄政治献金事件で最高裁は、「弊害に対処する方途は、さしあたり、立法政策にまつべきことであって

……。」と判示していたが、これは、前述のように企業献金の実態について誤った認識を前提にしたものであるが、さらに以下のような理由で（それがたとえ「当時」正しい実態認識を前提にしていたとしても、少なくとも「現時点」では、以下のような理由で）、適用しない法政策論であるといわざるを得ない。

一九九四年の「政治改革」のときの政治資金規正法附則（一九九四年二月四日法律第四号）の第一〇条は、「この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による抛出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。」と規定したが、この「見直し」規定は、当時、政党助成法が制定され、国民の税金を政党に交付することになったため、その五年後には、政治腐敗の温床となってきた企業・団体献金が全面的に禁止されるものとして国民に期待を抱かせた規定である。

ところが、「政治改革」から一五年近くが経過している現在でも、国会では「見直し」は行われず、企業献金は全面禁止されていない。

これは、政権交代が今起きても変わらないのではなからうか。一九九四年の「政治改革」によって衆議院議員の選挙制度は、これまで準比例代表として機能してきた中選挙区制を廃し、いわゆる小選挙区比例代表並立制が採用された。これは、小選挙区本位のものであり、比例代表制を付加しただけの小選挙区制と呼んだけれんがわかりやすい。それゆえ、この制度は、小選挙区選挙で勝利するよう政党の合併を誘発しており、そのうえ選挙結果として大政党の過剰代表と小政党の過少代表を生み出している。このような形で形成されている政党システムは、保守政党の自民党と、同じく保守政党の民主党の保守二大政党制であり、両党とも企業献金の全面禁止を主張しないどころか、積極的にそれを受け取ることを表明し、現に受け取っている政党である。今の保守二大政党制は、企業献金を

肯定する二大政党制なのである。これは、八幡製鉄政治献金事件の最高裁判決が下されたときの政党システム、すなわち、与党第一党は自民党で、野党第一党は革新政党の社会党という政党システムとは根本的に異なる。それゆえ今の保守二大政党制の下では、たとえ政権交代が起きても企業献金は全面的に禁止されることは容易に実現しないだろう。

したがって、立法措置を待っていたのでは、企業献金による弊害には十分に対処できないのである。

3 日本経団連政治献金「幹旋」時代における厳格な解釈の必要性

経団連は、日本経営者団体連盟（日経連。一九四八年四月設立）と、二〇〇二年五月に統合して総合経済団体としての日本経済団体連合会（日本経団連）となったが、日本経団連は、「これを機に政治との新たな関係の構築に取り組みようと考え」、政治献金幹旋の再開を決定したのである。⁸³これは、従来の幹旋を単に「再開」したのではなく、自民党と民主党の政策を評価し、その評価に応じて傘下の企業に政治献金を幹旋し始めたのであり、従来の幹旋よりも悪質になっている。

より具体的に説明すると、日本経団連は、二〇〇三年五月に、政党の政策評価に基づき企業献金を幹旋する方向を打ち出し、同年九月に「優先政策事項」を決定し、同年一二月には寄付の申し合わせを行った。⁸⁴この「優先政策事項」は一〇項目あり、以下のような内容であった。

1. 経済再生、国際競争力強化に向けた税制改革
2. 将来不安を払拭するための社会保障改革
3. 民間の活力を引き出すための規制・行政改革

4. 科学技術創造立国の実現のための環境整備
 5. エネルギー戦略の確立と産業界の自主的取り組みを重視した環境政策の推進
 6. 心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進
 7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労形態の促進
 8. 活力とゆとりを生み出すための都市・住環境の整備
 9. 地方の自立を促す制度改革と活性化対策の推進
 10. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進」。
- 以上の一〇項目は、日本経団連傘下の企業の利害に関するものも含まれているが、全体としては日本の基本的国家政策事項である。

日本経団連は、この事項につき自民党と民主党の各政策を評価し、翌二〇〇四年一月の末には「自民党が八五点、民主党は五〇点以下」という「第一次政策評価の発表」を行った。⁸⁵そして、これに基づいて、二〇〇二年には一九億円だった会員企業の献金の額を当面四〇億円に拡大する方向を打ち出し、その後総額は増え続け、二〇〇七年には前年比三億九〇〇〇万円増の二九億九〇〇〇万円を斡旋し、四〇億円という当面の目標に徐々に近づきつつある。さらに、日本経団連は、二〇〇五年に、自民党、民主党の執行部をそれぞれ経団連会館に呼びつけて、各政党の政策を説明させ、前述の「優先政策事項」の採用と実現を両政党に迫っている。⁸⁶これは、その後も毎年行われている。以上のように、日本経団連は、傘下の企業の利益のために政治的発言力を高めるだけではなくカネによる利益誘導を行うことを目指しており、さらに企業献金を通じて政党の政策、ひいては国家の政策を買収すること目指しているのである。

では、日本経団連が、傘下企業のために利益誘導をしている例を具体的に幾つか紹介しておこう。まず、法人税の税率引き下げ要求である。

日本経団連は、法人税の引き下げを主張し続けてきたが、二〇〇三年五月に傘下の企業の政治献金の斡旋を行うと発表した後も、それを主張し続けた。これにつき宮原賢次・日本経団連副会長は以下のように説明している。

『法人税を下げてくださいということは個別政策じゃないか』と。それは個別かも分かりません。しかし、我々に言わせれば、企業活動のインフラ整備ということですよ。』

このような日本経団連の態度に対し一九九四年「政治改革」を主導した武村正義は次のように批判している。

「経団連が法人税、事業税の減税を主張すること自体は当然ですが、国民の中には逆に課税をむしろ強化していくべきという意見もある。税制全体はバランスを考えて取り組む世界です。経済界の視点だけで、献金をするから減税しろと引っ張っていかれたら政治はゆがんでしまいます。』

また、公正取引委員会が二〇〇三年から二〇〇四年に進めていた、いわゆる談合防止のために課徴金を引き上げるといふ独禁法改正案について、日本経団連は、傘下の企業の政治献金の斡旋を行うことを表明後、それに反対する意見書を次々に発表した。⁸⁵⁾このような中で、自民党の独禁法調査会は、当時、独禁法の改正を断念し、先送りしたのである。⁸⁶⁾

さらに、日本経団連は日本の平和主義を含め日本国憲法全体まで買収しようとしている。日本経団連の奥田碩会長は、参議院議員通常選挙（二〇〇四年七月）を前に、ある雑誌で、「憲法改正」発言をした。⁸⁷⁾これは具体的なものではなかったが、その後、徐々に具体化されてゆく。

奥田会長は、二〇〇四年四月二六日の記者会見で、「経団連としては、本年五月の総会で、憲法問題や安全保障

問題などについて検討する委員会の設置を決める予定である」ことを明らかにしていたが、実際五月二七日の総会において「国の基本問題検討委員会」の新設を決定した。これにつき奥田会長は、「イラク問題やテロの諸状況を背景に、国のあり方や憲法問題、安全保障問題などについて、経済界として検討する必要がある」ことが、「委員会設置の趣旨である」と説明している。⁴⁴⁾すでに憲法「改正」・さらなる「解釈改憲」を提言している経済同友会の北城恪太郎代表は、「他の経済団体から改正の方向で意見が出てくることを期待している。」などと述べ、日本経団連の同委員会設置を歓迎し期待を表明した。

日本経団連は、同年一月に発表した評価項目に「内外の情勢変化に対応した戦略的な安全保障・外交政策の推進」を新たに加えたが、これにつき、二〇〇五年二月には、「憲法改正を視野に入れつつ、自衛隊が国際社会と協調して世界平和に向けた活動を一層強化することができるよう、必要な立法などを進める。」と解説されるに至っている。⁴⁵⁾これに先立ち、日本経団連は、同年一月に、「集団的自衛権に関しては、わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を、憲法上明らかにすべきである。」などの内容を盛り込んだ憲法「改正」を提言した。⁴⁶⁾

このように日本経団連が、憲法「改正」にも影響力を行使し始めたことは、日本の将来の国のあり方までもが日本経団連によって丸ごと「買収」されようとしているものとして、ことを意味しているのである。

日本経団連は、二〇〇五年三月二九日、「自民党と政策を語る会」を開催しており、その中で、「憲法については、現実との乖離が大きい九条二項、及び、九六条（改正要件）の見直しが必要との意見と考えている。自民党においても新憲法制定推進本部で精力的な検討が進められていると承知している。党内における検討状況、国民世論喚起のための方策について、ご教示いただきたい。」と質問した。これに対し、与謝野馨・自民党政調会長（当時）は、「九条一項の戦争の放棄は不戦条約の流れを汲む理想で依然重要である。自衛隊の存在は国を守る実力組織と

して、九条二項を改め明確化する。自衛隊の新しい名称については未定である。九条の三項として国際貢献を盛り込むべきだという有力な意見もある。」と回答しているのである。⁴⁰⁾

また、日本経団連は、二〇〇五年四月七日、経団連会館で「民主党と政策を語る会」を開催しており、その中で、「外交・安全保障」問題につき、「憲法については、現実との乖離が大きい九条二項、及び、九六条（改正要件）の見直しが必要と考えている。民主党としての意見集約の方向性やスケジュール感について伺いたい。また憲法改正となると国会議員の三分の二という発議要件から、与野党の協力が避けられないが、他党との連携をどう考えるか。」と質問した。これに対し、仙谷由人・民主党政調会長は、「憲法を改正し、国民主権についての規定を明確にするとともに、国民の代表である政治に国政の執行権があることを明確化したい。……九条については、専守防衛のための自衛隊を憲法上明確化し、国際協調主義により国連の枠組みの下で実力行使的行動にも関与することを書き込みたい。」などと回答している。⁴¹⁾ また、「最後に、経団連の宮原副会長が、政治資金への取り組みに触れつつ、閉会の挨拶を行った。」という。⁴²⁾

以上のように、日本経団連が政党の政策を評価し、その評価に応じて傘下の企業の政治献金を斡旋するように決定し、それを開始しているのは、企業献金が政党の政策を誘導するくらい政治的影響力があるからであり、現にその影響力は発揮されていると言っているのではなからうか。これは、主権者国民の自由な意思表示などを通じて民主的に形成されるべき政治過程が、社会権力である日本経団連による政党の政策評価と傘下企業の政治献金斡旋によって歪められていることを意味する。

企業献金についてこのような現状であるにもかかわらず、企業献金の禁止を立法政策に委ねてしまうならば、日本の国民主権、議会制民主主義はますます形骸化してしまうだろう。

二 企業献金の憲法解釈の問題

1 「企業の政治的活動の自由」論とその問題点

八幡製鉄政治献金事件において最高裁は「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。」などとして企業献金を法的に許容した。

また、熊谷組株主代表訴訟事件控訴審において名古屋高裁金沢支部も、「政治資金の寄附をすることは政治的活動の自由の一環として会社にも認められているところ、特定の政党を支持する趣旨で当該政党への政治資金の寄附を行うことは、政治資金の寄附の性質上、当然に予定されているのである。」と判示している。⁵⁹

しかし、このような論理は、企業と国民を全く同列に論じている点で、根本的に間違っている。⁶⁰ というのは、そのような論理でいえば、政治的活動を行う会社は政治的結社でもあることになり、政治資金規正法第三条第一項における「政治団体」として取り扱われてはならないことになる。より具体的に言えば、政治献金を通じ政治的活動を行う企業も、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」（同条同項第一号）、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」又は「特定の公職の候

補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を「その主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」のいずれかとして取り扱われることになる。

しかし、現実には、政治献金を行っている企業も政治資金規正法第三条第一項における「政治団体」として取り扱われてはいないし、そのような取扱いは間違ではない。なぜなら、企業は、あくまでの経済的活動を行う法人であり、「政治団体」（政治的結社）ではないからである。

そもそも法人は自然人と同様の政治的活動の自由が保障されていないのである。これにつき、樋口陽一は、『政治的行為をなす自由』にかかわる思想・表現の自由や参政権は、本来、自然人⇨個人のものであり、今日では、自然人⇨個人の憲法上の権利と『同様』の資格でそれと対抗的に法人が主張することはできないもの、と考えるべきである。」と説明している。⁵³ また、佐藤幸治も、「会社の巨大な経済力と影響力に鑑み、憲法上自然人と同一の自由が保障されていることには疑問が残る」と述べている。⁵⁴

したがって、企業には、個人と同様の政治的活動の自由は保障されていないのであり、それゆえ、政治献金をする自由も保障されていないのである。

2 「企業の政治的活動の自由⇨企業の政治献金の自由」論とその問題点

企業に関する法制度や政策について企業自身が態度表明してもそれは憲法上許容されるとして、仮に「経済的活動のために設立された企業が全く政治的活動の自由がないとはいえない」との立場が妥当であるとしても、そこから直ちに「企業に政治献金をする自由が保障されている」との結論が導き出されるわけではない。

この点につき、かつて寿田竜輔は、「会社のような法人が団体として行う政治献金の場合」、「たとえ法人企業に

政治活動を認めるにしても、それを手放しにその自由に含ませることなど、憲法的にはとうてい認めることはできない」と指摘していた。⁵⁰ また、北野弘久は、「企業が社会の構成単位として、また納税者として、政治過程において意見を表明し、また政治に影響を与える一種の政治活動、ロビー活動をすることは許されよう。これは憲法上は表現の自由の問題である（憲法二一条参照）。このような一種の政治活動を行うことと、政治献金という形で政党・政治家に対していわば現ナマ（物その他の経済的利益の一切の供与を含む）をぶつけるということとは本質的に区別されなければならない。」として、「企業が陳情したり、要望したりする形で政治に影響を与えることが許されるからといって、現ナマをぶつける政治献金行為を正当化することはできない。」と説明する。⁵¹ さらに、中島茂樹は、「企業を含むもろの団体が一定の政治的活動を行うことと、その政治活動の延長線上で政治献金を行うこととの間には、質的な断絶があると考える。」として、「会社が『政治的行為をなす自由』を有することからストレートに『政治資金の寄附をなす自由』を導くことができるとする最高裁一九七〇年判決は間違っている」と結論づけている。⁵²

したがって、たとえ企業に「政治活動の自由」が保障されているとの解釈が妥当であったとしても、企業に「政治献金をする自由」が保障されているとの解釈が当然に導き出されるものではない。⁵³ このような結論は、企業の政治的活動の自由が憲法上保障されたものではなく、「企業活動が私的自治領域にあることの結果にすぎない」と解釈する立場からすると、尚更当然の帰結であろう。

また、企業が「政治的活動の自由」が保障されているとすれば、むしろ、だからこそ企業献金は法的に否定されるべきである」との解釈が導き出される。⁵⁴ というのは、自然人である個々の国民が少額の政治的寄付を行う場合と異なり、企業が政治活動の一環として高額の政治献金することは、政治的影響力が大きいことに加えて当該企

業にとって都合の良い利益誘導的な資金として機能するからである。一言で言えば、政党の政策あるいは政治過程が企業献金によって「買われる」ことになり、民主的であるべき政治過程が企業の都合のいいように歪められるからである。⁹⁰⁾

熊谷組政治献金等株主代表訴訟の控訴審で、熊谷組社長（当時）は、熊谷組が白民党に対して政治献金を行った理由について、以下のような陳述書を提出している。

「熊谷組が国民政治協会を通じて自由民主党に政治資金の寄附を行った理由は、抽象的に言えば、自由主義経済の維持・発展によって、わが国の社会や経済が安定することが、熊谷組の経営基盤の安定にもつながるということです。しかし、上記のことは単なる抽象論としてではなく、寄附のなされた当時のわが国の経済状況や寄附の相手先である政党の実績・能力といったより具体的な文脈において理解されるべきです。すなわち、本件の各寄附を行った当時は、長期的な不況・景気低迷からいち早く脱して、経済を再び活性化させて企業の経営環境を改善して欲しいというのが、熊谷組の属する建設業界のみならず、経済界一般が政府に対して抱いていた最大の要望でしたが、そのためには、政権政党であり、戦後のほとんどの時期においてわが国の経済運営を担ってきた自由民主党こそ、適切な経済政策の立案と実行の実績と能力があり、同党を応援することが、日本の経済不況からの脱出につながり、同時に熊谷組のためにもなると考えていたのです。」

「私としては、……都市の再生や再開発など、国民がより豊かな生活をおくるためであると同時に建設業界の経営環境の改善をもたらす経済運営を担うのに、最もふさわしい実績と能力を備えているのは、自由民主党であると考えておりました。」

自由主義経済の維持・発展を目的として自由民主党に政治資金の寄附を行ったと言うときには、上記のような

意味合いを含めて言っているものであり、単に、社会主義経済体制に対するイデオロギー的な意味だけで言っているわけではありません。」

以上のような熊谷組社長の政治献金に関する本音が垣間見える陳述は、他の企業の政治献金にも妥当するだろう。つまり、企業は政治献金を当該企業や業界利益のために行っているものであり、そうすると、その政治的な負の影響は個々の主権者国民にとって決して軽視できないだろう。日本経団連が企業の政治献金を斡旋し始めている現状では、尚更のことである。

3 南九州税理士会政治献金徴収拒否事件最高裁判決と群馬司法書士会復興支援特別負担金徴収事件最高裁判決の意義

八幡製鉄政治献金事件最高裁判決は、その後の最高裁判例との関係でも見直しを迫られている。さらに言えば、同判決はその後の最高裁判例によって実質的には変更されていると解することもできるのではなからうか。というのは、その後の最高裁判例は、法人の寄付につき、政治献金の場合とその他の寄付の場合とで異なる結論に至っているからである。また、前述した、熊谷組株主代表訴訟事件控訴審において名古屋高裁金沢支部は、「政治資金規正法も会社による政治資金の寄附そのものを禁止することなく、一定の限度でこれを許容していることを考慮すると、特段の事情のない限りは、会社はその社会的役割を果たすためにしたものというべきである。」と判示しているが、このような判断が間違っていることは、同最高裁判例からも明らかである。

そこで、判例となっている二つの最高裁判決を紹介しておく。

税理士会は強制加入団体であるが、南九州税理士会は税理士法を業界に有利な方向に改正するための政治工作資

金として、南九州各県税理士政治連盟に配布するための特別会費五〇〇〇〇円の徴収決議を行ったものの、ある税理士がそれに反対し、納入を拒否したところ、南九州税理士会は会則で定められた会費滞納者に対する役員選挙権・被選挙権の停止条項に基づいて、同税理士の選挙権・被選挙権を停止したまま役員選挙を実施した。そこで、同税理士は特別会費納入義務の不存在確認などを求めて提訴した。この訴訟について最高裁は以下のように判示した。

「税理士会が政党など規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、法四九条二項で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解すべきである。」

「法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。」

特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をしようか否かは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体であり（規正法三条等）、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題だからである。

法は、四九条の一二第一項の規定において、税理士会が、税務行政や税理士の制度等について権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができるとしているが、政党など規正法上の政治団体への金員の寄付

を権限のある官公署に対する建議や答申と同視することはできない。」⁸³

これに比べ、司法書士会が、阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に三〇〇〇万円の復興支援拠出金を寄付することとし、その資金は役員手当の減額等による一般会計からの繰入金と被上告人の会員から登記申請事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金の徴収による収入をもって充てる旨の総会決議をしたところ、ある会員らが、本件拠出金を寄付することは被上告人の目的の範囲外の行為であること、強制加入団体である被上告人は本件拠出金を調達するため会員に負担を強制することはできないこと等を理由に、本件決議は無効であって会員には本件負担金の支払義務がないと主張して、債務の不存在の確認を求めた訴訟において、最高裁は以下のように判断した。

「司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものであるが（司法書士法一四條二項）、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等を行うこともその活動範囲に含まれるというべきである。そして、三〇〇〇万円という本件拠出金の額については、それがやや多額にすぎるとはなにかという見方があり得るとしても、阪神・淡路大震災が甚大な被害を生じさせた大災害であり、早急な支援を行う必要があったことなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもちて直ちに本件拠出金の寄付が被上告人の目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない。したがって、兵庫県司法書士会に本件拠出金を寄付することは、被上告人の権利能力の範囲内にあるというべきである。

そうすると、被上告人は、本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができるものというべきである。」⁸⁴

以上の二つの判決については、幾つの視点から分析することができるだろうが、ここでは、少なくとも以下のようにとめることができる。

第一に、法律が明文で寄附を禁止していないからと言って、如何なる法人にも、如何なる目的でも、政治献金が放任されているとは必ずしも言えず、法人の寄附が違法になる場合がある、ということである。

第二に、企業献金との関係を意識して両判決を分析すれば、法人の政治献金以外の寄附については、会員の政治的思想・信条を侵害することはないので法的に許容されうるが、法人の政治献金については、それが当該法人の会員の政治的思想・信条を侵害するので法的に許容されえない、ということである。

そもそも政治的活動、特に政治的な寄附を行うことは、自然人しか行えないはずである。政治的思想・信条に基づく人格は自然人しか有しえないからであり、経済的活動を行うために存在する企業は政治的人格を有することはないからである。だからこそ、参政権、特に選挙権と被選挙権は「国民固有の権利」として自然人にしか保障されてはいないのである（憲法第一五条）。

この点では、南九州税理士会政治献金徴収拒否事件において最高裁が「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄附をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるといふべきである。」と判示していることは、企業献金そのものを法的に否定する際にも妥当する重要な結論であるといえよう。

もっとも、これにも、「株主になることは強制ではない」として反論が予想される。現に、前述した、熊谷組株主代表訴訟事件控訴審において名古屋高裁金沢支部も、「株主は、その保有する株式を自由に譲渡することができる（商法二〇四条一項本文）、いわば自己の思想・信条を異にする会社からの脱退の自由が制度的に担保されているの

であるから、仮に株主において会社による政治資金の寄附を通じて示される特定の政党等の政治的思想、見解、判断等への支持が自己の思想・信条と相容れないと考える場合には、その保有株式を他に譲渡することにより当該会社から自由に離脱でき、自己の思想・信条と異なる会社への帰属を強制されるものではないから、会社による政治資金の寄附が株主の思想・信条の自由を侵害するとまではいえない。」と判示している。

しかし、この判決の理屈は間違っている。第一に、そもそも企業は政治団体ではないのだから、株主は企業の政治的見解を知った上で、当該企業の株式を購入するわけでもないし、当該株式を手放すわけでもないからである。国民は経済活動として株主になっているのであって、政治活動の一環として株主になっているのではない。

第二に、にもかかわらず、企業献金を許容し、その政治献金による自己の政治的思想・信条の自由の侵害を免れたいなら株主は株式を譲渡せよと迫ることは、表向き株主個人の政治的思想・信条の自由に配慮しているようで、実はその反対なのであって、それこそ企業や政党等を「助けた判決」である。なぜなら、株主の本質的実態を無視しており、もはや自由主義国家・社会の論理ではないからである。

浦部法穂は、「政治献金のようなことからは、まさに『選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、……市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄』であり（九州税理士会事件最高裁判決）、強制加入であろうと任意加入であろうと、そもそも団体としてないうるものではない、とすべきである。」と解している。⁸⁶

上記の二つの最高裁判決は、強制徴収した団体の性質が強制加入団体か否かを基準にして異なる結論を出したのではなく、政治献金の場合とそれ以外の寄附の場合とで結論を異にしていたのである。両判決には論理矛盾はないし、このことが重要な結論として導き出されうるだろう。

4 国民の政治的活動の自由、国民の多元的活動の自由、国民主権主義等の原理に反する経営者の「特権」

国民主権は、個々の国民に選挙権を保障している（憲法第一五条）。国民は、この選挙権を行使し、あるいはまた、表現の自由など基本的人権を行使して政治的過程に各自影響力を行使している。しかし、企業には選挙権の保障は及ばないから、企業が政治献金することは憲法上保障されないはずである。

企業献金を法的に許容することは、事実上企業の経営者に二重の政治献金を認めることになる。つまり、経営者には個人としての政治的寄付と企業を通じての政治献金を認めることになる。経営者の中には、個人としての政治的寄付を行わず、企業献金により自己の政治的思想・信条を実現するものもあるかもしれないが、二つの寄付の途が認められていることには変わりはない。また、社会権力である日本経団連のメンバーは、この二つに加え、企業献金の斡旋を通じて政治的影響力を三重に行使できることになる。これは一般庶民にはない「特権」的な政治的影響の行使である。

しかし、このような「特権」は、選挙における「一人一票」の原則に反するだろう。さらに言えば、個人主義（憲法第一三条）からも国民主権主義（前文・第一条）からも、さらには平等原則（憲法第一四条）からも、決して許容されない「特権」である。国民主権主義の下での議会制民主主義は、主権者国民の「徹底した平等化」を前提にして初めて存在し、存続しえるものであるから、そのような特権は憲法が禁止していると解釈されるべきである。

だからこそ、従来、憲法研究者も、企業献金を批判し、否定してきたのである。芦部信喜は、「多額の献金が選挙の結果だけでなく、『国民個々の選挙権その他参政権の行使そのもの』に大きな影響を及ぼすことは、否定したいところであろう。」と企業献金を批判している。⁸⁹

また、吉田善明は、「企業による政治献金の実態は、会社が社会の富を管理し国民経済に君臨している状況を呈して」おり、「国民主権の侵害とも解されよう。」「日本国憲法は政治参加の平等を要求しており、これを体現するものとして、『一人一票 (one man one vote)』の原則がある。その原則からすれば、個人献金能力を凌駕する法人の政治献金は、はじめから参入され……て然るべきである。」「現実には、会社の政治献金は、……『政治の動向に影響を与え』、それが結果的に自然人たる国民の人権、わけても個人の参政権行使を實質上不平等なものにし、政治・選挙活動の自由が侵害される結果になっているのである。」「選挙費用の援助、寄付は、有権者の選挙権の行使に伴う資金提供の行使にもとづくものと解することができるから「この権利は、選挙権に内在する権利であると考えることもできる」ので「選挙権を有しない会社の政治献金は許されないことになる。」と解している。⁸⁵⁾

さらに、芹沢斉は、「株式会社」が「政治献金」すると「多様な政治的意見の持ち主から成る株主の中には自己の支持しない者に対する政治的支援を強要される」し、「参政主体として想定されていない法人が、政治献金を通じて自然人よりも強力に政治意思形成という生活関係に参入すること」は「広義の参政権」によって構成される「参政秩序を侵害する」ものであり、「会社の献金」はその「代表機関の地位にある自然人が二重に参政権を行使することになり、平等変則を侵害する」と批判している。⁸⁶⁾

下級裁判所ではあるが、熊谷組株主代表訴訟事件において福井地裁は、二〇〇三年に十分とはいえないものの、以下のように、裁判所としては画期的な判断を下している。

「会社が政党に対して政治資金を寄附することは、会社が有する経済力が個々の国民を圧倒的に凌駕するのみでなく、同一産業界の会社が産業団体を結成して政治資金を寄附するときは、その影響力は個々の会社をもはるかに超えると考えられるから、それが政党に及ぼす影響力は個々の国民による政治資金の寄附に比してはるかに甚大

である。政党の政策が会社あるいは産業団体からの政治資金の寄附によって左右されるとすれば、政党の政治上の主義、施策を選挙において訴え、選挙における国民の選択によってその活動に信任を得るといふ選挙制度の意義を否定し、その根幹をも揺るがすことになりかねず、政党政治そのものへの批判にも結びつくこととなる。従って、会社あるいは産業団体による政治資金の寄附の規模如何によっては、国民の有する選挙権ないし参政権を實質的に侵害するおそれがあることは否定できない。のみならず、会社あるいは産業団体の政治資金の寄附が特定の政党ないし政治団体のみ集中するときは、当該政党のみが資金力を増大させて政治活動を強化することができ、ひいては国の政策にも決定的な影響力を及ぼすこととなって、過去に幾度となく繰り返された政界と産業界との不正常な癒着を招く温床ともなりかねない。」

この判決は、必ずしも企業献金が選挙権・参政権を侵害すると断定しているわけではないので物足りなさを感じるが、この「判決のような見解によると、会社の政治献金は原則として禁止されることにな」るだろう。⁹⁰

「政治改革」による政治資金規正法附則（前述）で企業献金が禁止されるはずだったにもかかわらず多くの政党は立法の不作為によりそれを放任している。これに乗じて日本経団連は、前述したように、政党の政策を評価し、それに応じて傘下企業の政治献金を斡旋することを開始した。このことは、企業献金を受け取る政党を企業政党・日本経団連政党・財界政党にしてみようだろう。

その結果、日本経団連とその傘下の企業に買収された政党によって日本の政治や政策が決定及び実行されれば、憲法の国民主権主義は形式的なものになってしまう。かつて北野弘久は、企業献金による政治の現状を「企業主権」と表現し、批判したが、それに倣って、現状を表現すると、憲法の国民主権は実質的には「日本経団連主権」あるいは「財界主権」に墮していることになる。

ところで、様々な基本的人権が保障される社会においては、国民の活動の自由には多元性が確保される必要がある。そうでなければ基本的人権を幾重にも保障している意味がないからである。

国民が経済活動を行いたいのであれば、企業を設立したり、企業に出資したり、あるいはまた株式を購入して株主になったりするし、他方、政治活動を行いたいのであれば、政党を設立したり、政党に加入したり、あるいはまた政党に寄付したりするのであるが、これらの場合、経済活動と政治活動とは別々のチャンネルで行えるようになっていなければならない。一つのチャンネルを自由に選択し、にもかかわらず、その結果として別のチャンネルまで選択したことになるというのであれば、国民の活動は一元化され、国民の多元的活動の自由は保障されないことになる。それは、企業の経済活動を保障することにもなるだろう。国民が株主になるという経済行為を行っただけで、その企業の政治献金を通じて結果的に政治活動に動員されることになるようだと、国民の多元的活動の自由は保障されないことになるから、企業献金は、国民の多元的活動の自由を侵害していることになる。⁷⁶⁾「国民主権に基づく政治資金の本来のあり方は、主権者である国民自らが個人献金や党費によって政治資金を支えること」なのである。⁷⁷⁾

おわりに

企業献金は以上のような理由で憲法が許容してはいない、と解される。それゆえ民法第九〇条の「公の秩序」に反すると結論づけられるべきものではなからうか。また、企業献金それ自体を許容している政治資金規正法はその限りで違憲であると結論づけられることになる。

世論の力で、速やかに法律改正され、政治献金が禁止されるべきであるが、裁判によって企業献金が違憲・違法であるとの判決を勝ち取ることも考える必要があるだろう。⁶⁸⁾

注

- (1) 八幡製鉄政治献金事件最高裁一九七〇年六月二十四日大法院判決『最高裁判事判例集』二四卷六号六二五頁。
- (2) 「法人の人権享有主体性」については、この小論で紹介する文献でも取り上げられているが、とりあえず、兔原明「法人の人権享有主体性——八幡製鉄事件」高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅰ』〔第五版〕（別冊ジュリスト一八六号・二〇〇七年）二四～二五頁を参照。
- (3) 野中俊彦ほか『憲法Ⅰ（第4版）』（有斐閣・二〇〇六年）二三〇頁。
- (4) 『第一二八回国会衆議院政治改革に関する調査特別委員会議事録』第一三号一九九三年（平成五年）十一月二日。
- (5) 小原博臣は、八幡製鉄政治献金最高裁判決で「示された絶対的な先例性は、既に揺らいできている」（小原博臣「政治献金は取締役の善管注意義務に違反するものではないとされた事例——熊谷組株主代表訴訟事件控訴審判決」『税務事例』三九巻五号（二〇〇七年五月号）六五頁〔六九頁〕と評する。私見では、さらに、実質的には先例性を失っているのではないかと解している。後掲の文献も参照のこと。
- (6) BverfGE40 (1976), 296 [327]（一九七五年十一月五日連邦憲法裁判所判決「いわゆる議員歳費判決」）。
- (7) 小林直樹『憲法政治の転換』（東京大学出版会・一九九〇年）一八七頁。
- (8) 吉田善明『政治改革の憲法問題』（岩波書店・一九九四年）一七七頁。
- (9) 芹沢沢「法人の憲法上の権利（八幡製鉄政治献金事件）——会社は政党に対し政治資金を寄附しうるか——」『憲法の基本判例

- 『第二版』（法学教室増刊・一九九六年）一〇頁「一一～一二頁」。
- (10) 数多く存在するが、近年のもの、特に、熊谷組株主代表訴訟に関するものだけを挙げれば、新谷勝「政治献金について取締役の責任を認めた事例——熊谷組株主代表訴訟第一審判決」『金融・商事判例』一一七四号（二〇〇三年九月一日号）六九頁以下、新谷勝「欠損会社の政治献金と取締役の責任」『銀行法務』六二二号（二〇〇三年九月号）六二頁以下、『銀行法務』六二六号（二〇〇三年二月号）六九頁「大塚和成執筆」、『銀行法務』六三〇号（二〇〇四年三月増刊号）一〇二頁「大塚和成執筆」、王原生「欠損会社の政治献金につき取締役の善管注意義務違反が認められた事例——熊谷組株主代表訴訟事件」『法学新報』一一一巻・二号（二〇〇四年）五二三頁以下、『判例タイムズ』一一五四号（二〇〇四年九月二五日）一五四～一五五頁「山田和司執筆」、村上誠「資本に欠損を生じた事業年度以後の政治献金につき取締役の善管注意義務違反が認定された事例（熊谷組株主代表訴訟第一審判決）」『ZEIKETSUSHIN』二〇〇五年九月一九七頁以下、『判例タイムズ』一一二〇五号（二〇〇六年五月一日号）七三～七五頁「田邊宏康執筆」、『ジュリスト』一三二〇号（二〇〇六年一月一日号）一九六～一九九頁「野田耕志執筆」、嘉村雄司「政治資金の寄附について取締役の責任を認めなかった事例——熊谷組株主代表訴訟控訴審判決」、『法学セミナー』六二五号（二〇〇七年一月号）一一頁「鳥山恭一執筆」、『ジュリスト』一三三二号（二〇〇七年四月一日号）九九～一〇一頁「新山雄三執筆」。
- (11) 私は熊谷組株主代表訴訟事件上告審において上告理由書（熊谷組株主代表訴訟事件上告審二〇〇六年一月一日最高裁第三小法廷決定『資料版商事法務』二七四号一九二頁）の執筆を担当した。この小論は、その上告理由書を加筆・修正したものである。
- (12) 小林・前掲注(7)、一六九頁。
- (13) 上脇博之『政党国家論と憲法学』（信山社・一九九九年）四一八～四一九頁。
- (14) 詳細は、古賀純一郎『政治献金——実態と論理』（岩波新書・二〇〇四年）、東京新聞取材班『自民党 迂回献金の闇 日

歯連事件の真相』（角川書店・二〇〇五年）などを参照。少し次元が異なるが、近年では、政治資金収支報告における経常経費（特に事務所費や光熱水費など）の虚偽報告問題もある（参照、上脇博之「安倍政権半年の『政治とカネ』問題」『月刊マスコミ市民』四六一号（二〇〇七年六月号）七〇—一頁、上脇博之・井上哲士「対談『政治とカネ』問題の根源にいかにもスを入れるか」『前衛』八二五号（二〇〇七年二月号）一一一—一二九頁）。さらに現在は、ダミーの政治団体を迂回した西松建設の違法献金が自民党議員側および民主党議員側になされたことが問題になっており、小沢一郎民主党代表の公設秘書が今年（二〇〇九年）三月、政治資金規正法違反容疑で逮捕・起訴されている。

- (15) 詳細は、室伏哲郎『汚職の構造』（岩波書店・一九八一年）一頁以下。
- (16) 野中俊彦「企業の政治献金——八幡製鉄事件」高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅱ「第五版」』（別冊ジュリスト一八七号・二〇〇七年）三五〇頁「三五二頁」。
- (17) 若部信喜『憲法学Ⅱ』（有斐閣・一九九四年）一七四頁。
- (18) 「東京新聞」一九八九年一月一日。
- (19) 「日本経済新聞」一九八九年六月三日。
- (20) 奥平康弘・杉原泰雄編『憲法学Ⅰ』（有斐閣双書・一九七六年）四一頁「寿田竜輔執筆」、野中・前掲注(16)、三五〇頁「三五二頁」。
- (21) 前掲注(4)。
- (22) 経団連 会長・副会長会議「企業献金に関する考え方」一九九三年九月二日。これを含め脚注で挙げる経団連・日本経団連の様々な見解・提言については、そのHP (<http://www.keidanen.or.jp/japanese/policy/seiji.html>) を参照した。
- (23) 小林・前掲注(7)、一四五頁。
- (24) 岩井奉信『政治資金』の研究』（日本経済新聞社・一九九〇年）二七頁。

- (25) 「【この人に聞く】五分間インタビュー トヨタ自動車会長 日本経済団体連合会会長 奥田碩氏」国民政治協会のHP (<http://www.kokuseikyoo.or.jp/>) の「国政ひろば」のページ二〇〇四年四月。
- (26) 日本経団連 会長・副会長会議「政策本位の政治に向けた企業・団体寄付の促進について」二〇〇三年五月二二日。
- (27) 日本経団連「優先政策事項」と『企業の政治寄付の意義』について「二〇〇三年九月二五日。なお、最新の「優先政策事項」(二〇〇七年一月二一日) は以下のとおりである。
- 「1 ■ 経済活力・国際競争力の強化と財政健全化の両立に向けた税・財政改革
 - 2 ■ 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革と少子化対策
 - 3 ■ 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備
 - 4 ■ 日本型成長モデルの実現に向けたイノベーションの推進
 - 5 ■ 持続可能で活力ある経済社会の実現に向けたエネルギー政策と地球環境対策の推進
 - 6 ■ 公德心をもち心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進
 - 7 ■ 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進
 - 8 ■ 道州制の導入の推進と魅力ある経済圏の確立
 - 9 ■ グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進
 - 10 ■ 新憲法の制定に向けた環境整備と戦略的な外交・安全保障政策の推進」
- (28) 日本経団連「企業の自発的政治寄付に関する申し合せ」二〇〇三年二月二六日。
- (29) 日本経団連「二〇〇四年第一次政策評価の発表」二〇〇四年一月二八日。
- (30) 宮原賢次「政党が政策立案能力を高めるための寄付が必要だ」『論座』二〇〇四年七月号一七四頁「二七五頁」。
- (31) 『産経新聞』二〇〇八年九月一三日。

- (32) 『自民党と政策を語る会』について「二〇〇五年三月二十九日、『民主党と政策を語る会』について」二〇〇五年四月七日。
- (33) 二〇〇六年 自由民主党と政策を語る会（二〇〇六年四月二十六日開催）、二〇〇六年 民主党と政策を語る会（二〇〇六年五月二二日開催）、二〇〇六年 自由民主党と政策を語る会・関西地区会合（二〇〇六年七月二二日開催）、二〇〇七年 自由民主党と政策を語る会（二〇〇七年五月二二日開催）、二〇〇七年 民主党と政策を語る会（二〇〇七年六月一四日開催）、二〇〇八年 自由民主党と政策を語る会（二〇〇八年五月二十九日開催）、二〇〇八年 民主党と政策を語る会（二〇〇八年六月四日開催）。
- (34) 日本経団連意見書『近い将来の税制改革』についての意見―政府税制調査会中期答申取りまとめに向けて―（二〇〇三年五月二十九日、日本経団連意見書「今次年金制度改革についての意見」二〇〇三年九月一〇日、日本経団連「平成一六年度税制改正に関する提言」二〇〇三年九月一六日、日本経団連意見書「PFIの推進に関する第三次提言」PFI法の見直しに向けて」二〇〇四年一月二〇日、など。
- (35) 宮原賢次（日本経団連副会長）「政党が政策立案能力を高めるための寄付が必要だ」『論座』二〇〇四年七月号一七四頁「七七頁」。
- (36) 武村正義「奥田さん！企業献金の再開は時流に反しませんか」『論座』二〇〇四年七月号一八〇頁「一八四頁」。
- (37) 日本経団連「独占禁止法の措置体系見直しについて——日本経団連としての見解」二〇〇三年九月一六日、日本経団連経済法規委員会「独占禁止法研究会報告書」に対する意見「二〇〇三年十一月二八日、「独禁法正案に反対の意向強調／日本経団連・奥田会長記者会見」経営タイムス No.2713「二〇〇四年三月一日」、日本経団連『独占禁止法改正（案）の概要』に対する日本経団連意見」二〇〇四年四月一五日、など。
- (38) 自民党独禁法調査会「独占禁止法の見直しに関する取りまとめ」二〇〇四年五月一四日。
- (39) 奥田碩「緊急提言・この国を変える！」『文藝春秋』二〇〇四年一月号九四頁「一〇〇～一〇一頁」。

- (40) 日本経団連「記者会見における奥田会長発言要旨」二〇〇四年四月二十六日。
- (41) 「日本経団連第3回定時総会後の会見における奥田会長発言要旨」二〇〇四年五月二十七日。
- (42) 経済同友会「新しい平和国家をめざして」一九九四年七月、同「緊急提言 早急に取り組むべき我が国の安全保障上の四つの課題」一九九九年三月九日、経済同友会憲法問題調査会「憲法問題調査会意見書 自立した個人、自立した国たるために」二〇〇三年四月二一日。これらを含めその他の経済同友会の提言などは、そのHP (<http://www.doyukai.or.jp>) を参照した。
- (43) 経済同友会「代表幹事の発言・記者会見発言要旨」二〇〇四年五月二十八日。
- (44) 日本経団連「優先政策事項」二〇〇四年一月二四日。
- (45) 日本経団連「優先政策事項」二〇〇五年二月七日改定。
- (46) 日本経団連「わが国の基本問題を考える——これからの日本を展望して」二〇〇五年一月一八日。
- (47) 日本経団連HP参照 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/seiji/20050329.html>
- (48) 日本経団連HP参照 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/seiji/20050407.html>
- (49) 民主党ニュース・トピックス「民主党『次の内閣』と経団連幹部が、『政策を語る会』で一同に会す」二〇〇五年四月七日。
- (50) 熊谷組株主代表訴訟控訴事件二〇〇六年一月一日名古屋高裁金沢支部判決『判例時報』一九三七号一四三頁。なお、上告審では、不受理・棄却されている（熊谷組株主代表訴訟事件上告審最高裁二〇〇六年一月一四日第三小法廷決定・『資料版 商事法務』二七四号（二〇〇七年一月号）一九二頁）。
- (51) 小沢隆一・志田なや子・小松浩・井口秀作『ここがヘンだよ日本の選挙』（学習の友社・二〇〇七年）一〇四頁「小沢執筆」。
- (52) 樋口陽一『憲法「改訂版」』（創文社・一九九八年）一七七頁。
- (53) 佐藤幸治『憲法「第3版」』（青林書院・一九九五年）四二七頁。
- (54) 奥平・杉原編・前掲注②、四一頁「寿田執筆」。

- (55) 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店・一九九四年）三三八頁。
- (56) 中島茂樹「憲法問題としての政治献金——熊谷組政治献金事件福井地裁判決を素材に」『立命館大学人文科学研究所紀要』八四号一九頁〔四一頁注③〇、三七頁〕。
- (57) 参照、小沢ほか・前掲注⑤）、一〇四頁「小沢執筆」。
- (58) 森英樹『憲法検証』（花伝社・一九九〇年）二一七頁。
- (59) 森・同右、二一六頁。
- (60) 参照、上脇博之『政党助成法の憲法問題』（日本評論社・一九九九年）二二三頁。
- (61) 熊谷組株主代表訴訟控訴審における松本良夫・熊谷組社長の陳述書。これは、株主オンブズマンのHPで読むことができる。
<http://kabuombu.sakura.ne.jp/archives/030729-2.htm>
- (62) 参照、飯田稔「熊谷組株主代表訴訟」『法学新報』一一〇巻一号（二〇〇三年）一八七頁「一九七頁」。
- (63) 南九州税理士会政治献金徴収拒否事件最高裁一九九六年三月一九日第三小法廷判決『最高裁判民事判例集』五〇巻三号六一五頁。
- (64) 群馬司法書士会復興支援特別負担金徴収事件最高裁二〇〇二年四月二五日第一小法廷判決『判例時報』一七八五号三一頁・『判例タイムズ』一〇九一号二二五頁。
- (65) 浦部法穂『憲法学教室〔全訂第二版〕』（日本評論社・二〇〇六年）六五頁。
- (66) 荻部・前掲注④）、一七四頁。
- (67) 吉田・前掲注⑧）、一七六―一八二頁。同「企業献金は個人の参政権行使を不平等にする」『論座』二〇〇四年七月号一八六頁「一九一頁」も、「現に、政治腐敗と企業献金の実態をみるとき、『政治動向に影響を与え』それが結果的に自然人たる国民の人權、わけても個人の参政権の行使を不平等なものにし、公正に行わなければならないはずの政治、選挙活動の自由を侵害

- している」と断言してよいであろう。」「政治献金は健全な選挙権の行使あるいは議会制民主主義の発展を阻害する」と評している。
- (68) 芹沢・前掲注(9)、一〇頁「一二〜一三頁」。
- (69) 熊谷組株主代表訴訟事件二〇〇三年二月二日福井地裁判決『判例時報』一八一四号一五一頁・『判例タイムズ』一一五八号二五一頁。
- (70) 塩崎勤「巨額損失を出したゼネコンの政治献金と取締役の善管注意義務違反責任」『民事法情報』二〇二二号（二〇〇三年七月一〇日）四七頁「四八頁」。
- (71) 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店・一九九四年）三三六頁。
- (72) 上脇・前掲注(60)、二二三頁、同「議員活動の財政的基盤」『ジュリスト』一一七七号（二〇〇〇年五月一・一五日合併号）一九頁「二二頁」。
- (73) 小沢ほか・前掲注(61)、一一五頁「小沢執筆」。
- (74) 北野・前掲注(71)、三三九頁。
- (75) この小論を、名古屋大学大学院法学研究科を退職された恩師・浦部法穂先生に奉げます。